

B 人 口 ・ 世 帯

B-1 人口総数

B-1-1人口総数（10月1日現在） **B-1-2**人口総数（4月1日現在） **B-1-3**住民基本台帳人口
B-1-4外国人登録者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」 茨城県国際課資料
資料元について

- **国 勢 調 査**……国に常住するすべての者を対象として、5年ごとに行われる人口調査で、年齢・性別・配偶関係・国籍・労働力状態・従業上の地位・産業・職業・世帯の種類・住宅・従業地・通学地などについての調査である。（A-1 記載内容再掲）
- **常 住 人 口 調 査**……国勢調査による人口を基礎として、これに毎月の住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき届け出された出生、死亡、転入、転出の数を加減して、毎月1日現在で推計している。したがって、住民基本台帳による人口とは若干異なる。
本書に掲載したデータのうち、国勢調査年（平成12年、平成17年、平成22年）はその結果を、その他の年次は常住人口調査の推計人口を用いた。

B-1-1 人口総数（10月1日現在）

平成17年10月1日及び平成22年10月1日現在の人口総数の数値は国勢調査の数値である。国勢調査という人口総数は、本邦（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び東経131度52分30秒北緯37度15分にある竹島を除く）内に住居を有するすべての者としている。ただし、次に掲げる者は除かれる。

- ①外国軍隊の軍人・軍属及びその家族
- ②外国の外交団・領事団（随員及び家族を含む）

なお、調査時前に本邦の港を出港し、調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶に乗り組んでいる者でその船舶に居住のある者については、調査時において本邦内に居住を有する者とみなされている。

県の人口は、本県の区域内に居住を有するすべての者である。居住とは、同一の場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が、3か月以上にわたる者についてはその場所をいい、3か月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次に掲げる者については、それぞれに定める場所をその者の住居とみなしている。

- ①学校教育法第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これに類する宿泊施設に宿泊している者……『その宿泊している施設』
- ②病院又は診療所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者……『その病院又は診療所』
- ③船舶（自衛隊の使用する船舶を除く）に乗り組んでいる者で、(a)陸上に生活の根拠を有する者……『その住所』(b)陸上に生活の根拠のない者……『その船舶』
- ④自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者……『その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶についてはその基地隊本部）の所在する場所』
- ⑤刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院、又は婦人補導院の在院者……『その刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・婦人補導院』

一方、その他の年の人口総数については、茨城県常住人口調査の数値である。同調査にいう人口総数は、直前に実施された国勢調査の日本人及び外国人を含む総人口を基とし、その後の人口変動を加減して算出したものであり、推計計算式は次のとおりである。

$$\left[\begin{array}{c} \text{毎年10月1日} \\ \text{人口} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{前年10月1日} \\ \text{人口} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{前年10月～当年9月} \\ \text{自然増減} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{前年10月～当年9月} \\ \text{社会増減} \end{array} \right]$$

自然増加（出生児数－死亡者数）、社会増減（転入者数－転出者数）については、出生届、死亡届、転入届及び転出届等に基づく各市町村からの報告による。この中には職権による記載、削除も含まれている。なお、本書では、出生児数、死亡者数（B-4人口動態参照）は茨城県厚生総務課作成の「茨城県保健福祉統計年報」の数値を用いている。

B-1-3 住民基本台帳人口（3月末日現在）

日本国民で、国内の市区町村に住所を定めているものとして、3月31日現在当該市区町村の住民基本台帳に記録されている者の数である。

B-1-4 外国人登録者数（12月末日現在）

各市町村が各年12月末現在の外国人登録人員数を法務省に報告する「期報」をとりまとめたものであり、出国等による登録抹消に係る処理は行われていない。

B-2 男女別人口（10月1日現在）

B-2-1男総数 **B-2-2**女総数 **B-2-3**14歳以下人口 **B-2-4**15～64歳人口
B-2-565歳以上人口

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

○年齢

年齢は、当該年9月30日現在による満年齢である。

B-3 年齢構成

B-3-114歳以下人口（年少人口） **B-3-2**15歳以上人口 **B-3-3**40歳以上人口
B-3-415～64歳人口（生産年齢人口） **B-3-5**60歳以上人口 **B-3-6**65歳以上人口（高齢人口）

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

○年齢

年齢は、当該年9月30日現在による満年齢である。

○平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、10月1日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。つまり、10月1日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものである。

○年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことである。

B-4 人口動態

B-4-1昼間人口等：昼間人口，流入人口（従業地・通学地人口），流出人口（従業地・通学地人口），夜間人口
B-4-2自然増加：出生児数，死亡者数 **B-4-3**合計特殊出生率 **B-4-4**社会移動：転入者数，転出者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」 厚生労働省大臣官房統計情報局「人口動態統計特殊報告」

資料元について

●茨城県保健福祉統計年報……年内に発生した出生，死亡，死産，婚姻及び離婚等について集計している。

その他，医療施設や医療従事者等についても記載されている。（詳細は「F 医療」及び「G 健康」を参照のこと）

B-4-1 昼間人口

昼間人口は，常住地による人口（常住人口，いわば夜間人口）をもとに就業者の従業地，通学者の通学地を考慮して市町村別に組みかえて集計したもので，『常住人口+他市町村から通勤・通学する者の数-他市町村へ通勤・通学する者の数』として算出されている。なお，従業地とは，就業者が仕事に従事している店舗や事業所のある場所をいう。ただし，行商人などで仕事の場所が一定していない場合は，常住地を従業地としている。また，通学地とは，通学者が在学している学校の所在する場所をいう。

B-4-1 流入人口，流出人口（従業地・通学地人口）

他市町村から当該市町村への通勤・通学者数及び当該市町村から他市町村への通勤・通学者数である。

B-4-2 出生児数及び死亡者数

日本において発生した日本人の出生・死亡についての計数である。従って，日本人が外国で出生・死亡した数は含まれていない。なお，本書では，指標値（出生率，死亡率）を算出する際の分母として，便宜上，外国人人口も含めた人口総数を用いている点に注意を要する。出生については14日以内，死亡については7日以内に届けるよう決められているが，なんらかの理由で，調査該当年の翌年の1月14日を過ぎてから届け出られたものについては含まれない。市町村別は，それぞれの届け出に記載された住所地（出生の場合，

住民登録をする住所)による区別である。

B-4-3 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値である。これは、年齢構造の影響を除いた出生率の水準を示す指標であり、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left(\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right) \times 15\text{歳から}49\text{歳までの合計}$$

ただし、市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出している。

B-4-4 転入者数、転出者数

転入者数とは、当該市町村に他市町村から住所を移した者の年間の計数である。ただし、従前の住所地が不明の者及び国外の者は含まれない。

また、転出者数とは、当該市町村から他市町村へ住所を移した者の年間の計数である。ただし、転出先の住所地が不明の者及び国外の者は含まれない。

B-5 世帯

B-5-1 世帯総数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

B-5-1 世帯総数

常住人口調査では国勢調査の一般世帯及び施設等の世帯を合算した総世帯数をもとに、毎月各市町村から報告される世帯の変動を加減して世帯数を推計している。

B-6 世帯類型

B-6-1 一般世帯数 B-6-2 核家族世帯数

B-6-3 65歳以上の親類のいる世帯数（#65歳以上の夫婦のみの世帯数）

B-6-4 母子世帯数 B-6-5 父子世帯数 B-6-6 老人単身世帯数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県高齢福祉課資料

B-6-1 一般世帯数

国勢調査では、世帯を一般世帯と施設等の世帯に区分している。このうち、一般世帯とは、次のものをいう。

- ① 住居と生計を共にしている人々の集り、又は一戸を構えて住んでいる単身者
- ② 間借り、下宿などの単身者
- ③ 会社などの独身寮の単身者

B-6-2 核家族世帯数

核家族世帯とは、一般世帯の親族世帯のうち次の世帯をいう。

- ① 夫婦のみの世帯
- ② 夫婦と子供から成る世帯
- ③ 男親と子供から成る世帯
- ④ 女親と子供から成る世帯

親族世帯とは、世帯主と親族関係にある者で構成された世帯である。また、その親族に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居している世帯も含まれる。

例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれる。

B-6-3 65歳以上の世帯員のいる世帯数

65歳以上の親族のいる世帯とは、一般世帯のうち65歳以上の世帯員のいる世帯をいう。

B-6-4 母子世帯数

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

B-6-5 父子世帯数

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

B-6-6 老人単身世帯数

老人単身世帯とは、「65歳以上の者1人のみの世帯」をいう。

B-7 家族の安定

B-7-1 婚姻件数 B-7-2 離婚件数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

B-7-1 婚姻件数, B-7-2 離婚件数

戸籍法に基づいて届出のあったものについて、1月1日から12月31日までの計数を市町村別に取りまとめたものである。